

土森委員長 ただいまから、議会運営委員会を開く。
弘田委員が所用のため欠席しており、かわりの委員外議員として西内議員の出席を求めているので、御了承願う。
本日は、12月定例会を招集する告示があったので、その日程及び運営等について御協議願うため、お集りいただいた。
それでは、お手元の協議事項の順に進めてまいりたいので、御協力願う。

1. 12月定例会の日程及び運営について

(1) 知事提出予定議案

土森委員長 初めに、12月定例会の日程及び運営についてである。
まず、知事提出予定議案について、総務部長、御説明願う。

(梶総務部長、説明)

土森委員長 何か御質問はないか。

(なし)

(2) 会期及び会議日程

土森委員長 次に、1ページの資料1、会期及び会議日程についてである。
12月定例会の日程については、10月19日の議運で予定案としての協議をしている。
会期については、予定どおり、12月8日木曜日開会、12月22日木曜日閉会ということで、会期は15日間とし、会議日程については、資料1の日程表をごらんいただきたい。
日程表のとおりで、御異議ないか。

(異議なし)

土森委員長 それでは、さよう決する。

(3) 質疑並びに一般質問

ア 質問者(会派)の発言順序

土森委員長 次に、質疑並びに一般質問についてである。
まず、質問者の発言順序についてであるが、申し合わせによると、自由民主党4名、県民の会2名、日本共産党1名、新風・くろしおの会1名の計8名ということであるので、順序は所属議員数の多い順とし、一巡後は一会派に片寄らないようにするとの慣例によると、

質問第1日目12月13日火曜日 自由民主党、県民の会、日本共産党
第2日目12月14日水曜日 新風・くろしおの会、自由民主党、県民の会
第3日目12月15日木曜日 自由民主党、自由民主党

の順になると思うが、これに御異議ないか。

(異議なし)

土森委員長 それでは、さよう決する。

イ 発言者の制限時間等

土森委員長 次に、発言者の制限時間については、申し合わせのとおり、交渉会派の最初の各1人については代表質問とし50分以内、その他は40分以内とし、発言回数については3回以内ということで、御異議ないか。

(異議なし)

土森委員長 それでは、さよう決する。

ウ 発言者の届け出

土森委員長 次に、2ページの資料2、発言者の届け出についてである。
県民に広報するための発言者の届け出については、資料2の様式により、本日の午後5時までに事務局に提出されるよう、御協力願う。

エ 発言通告書の提出期限

土森委員長 次に、3ページの資料3、発言通告書の提出期限についてである。
申し合わせでは、質問第1日の前日の正午となっているので、12月12日月曜日の正午ということで、御異議ないか。

(異議なし)

土森委員長 それでは、さよう決する。
なお、質問の要旨については、議運の申し合わせで、発言者の良識により具体的に記載することとなっているので、できるだけ具体的に御記載願う。

(4) 請願書の受理期限

土森委員長 次に、請願書の受理期限についてである。
申し合わせでは、議案付託日の前々日の本会議終了後1時間以内となっているので、12月13日火曜日の本会議終了後1時間以内とすることで、いかがか。

(異議なし)

土森委員長 それでは、さよう決する。

(5) 閉会中の常任委員会委員長報告

土森委員長 次に、閉会中の常任委員会委員長報告についてである。
今回は、委員長報告を行いたいとの申し出がなかったなので、報告する。

(6) 平成27年度決算議案

土森委員長 次に、平成27年度決算議案についてである。
4ページの資料4、継続審査となっていた決算議案の委員会審査結果一覧表をごらんいただきたい。
これら決算議案についての議事手続であるが、決算議案を開会日の日程に上げ、委員長報告を行うことで、御異議ないか。

- (異議なし)
- 土森委員長 それでは、さよう決する。
次に、委員長に対する質疑は省略することで、御異議ないか。
- (異議なし)
- 土森委員長 それでは、さよう決する。
次に、討論についても省略し、採決を行うことでいかがか。
- (異議なし)
- 土森委員長 それでは、さよう決する。
なお、採決は、資料4の一覧表に記載の順序により行いたいので、御了承願う。
- (了 承)
- 土森委員長 なお、9月定例会開会日に提出され、決算特別委員会に付託された一般会計決算に係る「平成27年度決算に関する説明書」及び「平成27年度高知県歳入歳出決算審査意見書基金運用状況審査意見書」について5ページのとおり、知事から議長あてに訂正の申し出があったので、決算特別委員会に送付するとともに、その写しを全議員にお配りしている。
ここで、今回の訂正について、総務部長から発言を求められているので、これを許可する。
- 梶総務部長 9月議会の開会日にお配りした、「平成27年度決算に関する説明書」及び「平成27年度高知県歳入歳出決算審査意見書基金運用状況審査意見書」の中に誤りがあり、10月20日付で知事から議長あてに訂正依頼をさせていただいた。訂正の内容が、お手元の資料の6ページ及び7ページにある。
議会への提出文書の作成については、これまで議会からの御指摘も踏まえ、チェック体制を強化してきたところであるが、今回の事案を受けて、債権管理の所管課である総務部管財課から各部局に対して、各所属または各主管課において、各所属で管理する債権に応じてチェックリストを作成するように指導した。さらに、会計管理局が各所属に対して定期的実施している会計検査時にチェックリストに従った確認行為が行われているか確認をすることとした。このようにチェック体制を強化することにより再発防止に努める。まことに申しわけない。
- 土森委員長 この件については、開会日に議長の諸般の報告の中で報告するとともに、決算特別委員長報告の中でも改善を求める旨の要請がなされると聞いているので申し添える。
- 2. 自治功労者表彰状の伝達について**
- 土森委員長 次に、自治功労者表彰状の伝達についてである。
このたび、全国都道府県議会議長会から塚地佐智議員が在職25年以上の功績に対し、自治功労者として表彰を受けられた。
まことにおめでとうございます。心からお喜び申し上げます。

なお、池脇純一議員も在職25年以上に該当されているが、表彰を辞退されているので、念のため申し添える。

この表彰状の伝達式を慣例により、開会式の議事日程終了後に行うこととしたいので、御了承願う。

(了 承)

土森委員長

それでは、ここで、開会日の議事日程表と伝達式次第をお配りする。

(事務局、資料配付)

土森委員長

事務局に説明させる。

(横田議事課長、説明)

土森委員長

この順序で、議事運営等が行われるので、御了承願う。

(了 承)

3. 一問一答について

(1) 質問者の発言場所

土森委員長

次に、一問一答についてである。

10月19日の議運で、質問者の発言場所や正副議長から提起のあった、質問者の指名の仕方また発言の許可の求め方については、各会派で協議の上、12月定例会の議運で整理することとしていた。

まず、質問者の発言場所についてである。

このことについては、9月定例会において、試行的に質問者の希望により自席または議席最前列中央の質問席で行ったところである。

試行した結果についての各会派の御意見を順次発言願う。

桑名委員

自民党は発言者全員が質問席で行った。何ら問題ないし、今後も質問席で続けていきたいと決まった。

上田(周)委員

県民の会は以前から自席と申し上げていた。今後もそういった方向でという意見が出ている。

米田委員

日本共産党も2人とも自席で行った。従来と同じく自席でよい。質問席を含めて、それぞれの選択制としてはどうか。

野町委員

当会派は私が質問席で行った。下村議員を含めて、質問席のほうがよいのではないかとということで一致した。

西森副委員長

公明党は自席で行った。検討して、自席と質問席のどちらでもよいとする選択制としてはどうか。

H28. 12. 2 議会運営委員会

- 土森委員長 関連して、9月定例会の一問一答では写真撮影をしていなかった。このことについて、写真を撮ったほうがいいのかどうか。ただし、場所によって写りやすいところとそうでないところがあるようである。その辺、事務局、説明願う。
- 横田議事課長 前回、9月定例会の一問一答では写真撮影を休止させていただいた。その理由としては、1つに質問をする場所が、試行的に自席と質問席で行うこととなっていたので、それぞれ前の席の方、後ろの席の方、両脇の席の方と写真の角度、見え方、荒さなどが異なるため、不公平が生じること。
もう一つは今までの一括質問は議場で撮影を行ったことはなく傍聴席で撮影を行っていたが、一問一答は傍聴席で撮影を行うことができない。以前の予算委員会では議長席の隣に三脚を構えて写真撮影を行っていたが、本会議の場合には神聖な議長席周辺でシャッター音を響かせることとなり議事運営に支障をきたす恐れがあることであった。
今御意見をいただいたので、写真撮影が必要ということで許可をいただければ、撮影場所も含めて検討し、支障が出ないように対応したいと考えている。
- 土森委員長 今説明があったように、中央の質問席で質問する人はきれいに撮れるが、共産党と自民党の両端の席では撮りづらい。
写真が必要か、必要でないか。例えば9月の形では、写真が必要な人は質問席できれいに撮る、必要でない人は自席ということになるのではないか。
- 桑名委員 今、各議員が広報活動に努めており、自分が質問した後には、こういう質問をして、こういう答えがあったという広報を以前よりも多くの議員がやっている。意外と写真というのは、重要な要素であると考えている。
自民党は、全員質問席で行っているので問題はないが、ぜひ本会議の一問一答でも写真を撮っていただきたいという声があった。
- 上田(周)委員 写真は必要だと思う。
- 土森委員長 写真が必要ということになると、きれいに撮りたければ中央の質問席となる。予算委員会ときには委員長が議長席前の演壇に座っていたが、本会議では議長が運営することになったので、撮影場所が難しい部分があるそうである。
いかがするか。
- 米田委員 今、課長が写真を撮る場合、支障がないようにするということがあったが、自席からでも支障がない場所ということは可能か。
- 横田議事課長 写真撮影の許可をいただければ、今後、支障が出ない場所を探すなどして検討する。今、自席での写真撮影の写りぐあいなどを検討していないので即答できない。
- 西森副委員長 今回は、写真撮影については了解でいいのではないかと思います。
どこで質問するかについては、まだ2月議会もある。写真の許可をして、1回試行し、それから決定してはどうか。
- 土森委員長 そうだね。いいまとめ方をさせていただいた。

それでは、写真の写りぐあい、写す場所などについて検討することが必要となってくる。

また試行的となるが、2月定例会においても、質問者の発言場所については、質問者の希望により自席または議席最前列中央の質問席で行うことで御異議ないか。

(異議なし)

土森委員長

それでは、さよう決する。

武石議長

関連で、質問する。

ネット中継の画像はどうだったのか。後ろのほうの中継は鮮明に写っているのか。

横田議事課長

特に支障はなかった。

武石議長

それは、前であっても、後ろであっても動画は鮮明に撮れているということか。

横田議事課長

はい。

武石議長

分かった。その確認である。

もう一点であるが、常任委員会で秋田県議会に行ったとき、議場内に質問席を設置していた。面積等も、我が県議会とそう変わらない。参考までに写真撮影し、資料として持ち帰っている。今、便宜上最前列の中央で行っているが、先例もあるので将来的に質問席の設置も視野に入れて検討していただければと思う。

以上である。

(2) 発言の許可

土森委員長

次に、発言の許可についてである。

一問一答における2問目以降の発言の許可については、議長が質問者を議席番号で指名することとしていたが、その呼び方について提起があったところである。

まず、四国の他県の状況の調査結果について、事務局に説明させる。

横田議事課長

議長が質問者を指名する際に、どのような形式で呼びかけをしているか、四国の他の3県の状況を説明させていただく。

まず、一問一答形式による質問を行っているのは、本県と徳島県だけで、香川県と愛媛県では実施していないということである。それで、徳島県における一問一答の際の指名方法であるが、質問開始からずっと議席番号と氏名をフルネームで呼びかけるということであった。

次に、一括質問における質問者の指名方法であるが、徳島県では第1問及び再質問ともに議席番号及び質問者の氏名をフルネームで呼びかけているということであった。香川県と愛媛県では、第1問及び再質問ともに質問者の氏名のみをフルネームで呼びかけており、議席番号は使用しないということである。

このように、四国の他の3県では、本会議で議長が議員を指名する際、必ず質問者の氏名をフルネームで呼びかけており、議席番号を付さない例はあるが、議席番号のみで呼びかけている例はないということであった。

説明は以上である。

- 土森委員長 それでは、各会派の御意見を順次御発言願う。
- 桑名委員 これは私の傍聴者からもあった声でもある。
やはり議席番号だけで呼ぶのはいかがなものか。先ほど徳島、香川の例もある。フルネームかどうかはお任せするが、しっかり〇〇議員という氏名で呼んでいただきたいと思う。
- 上田(周)委員 同じくフルネームかどうかは別として、〇〇君とか言うのがベターではないかと思う。
- 米田委員 うちもこの前、初めて9月議会に来た人が、高知市議会ではみんなフルネームで呼んでいるのに、県議会だけ議席番号で呼んでいて囚人みたいな感じがすると。慣らされているので分からなかったが、その後、武石議長が言われて、やはり議員名で呼ぶのがいい。
- 野町委員 うちも同じで、フルネームには及ばないが、やはり名前でも呼んでいただきたらと思う。
- 土森委員長 でも、同じ名前の人がいることもある。
- 野町委員 そうだね。その場合は、考えることになると思う。
- 西森副委員長 会派としては、どちらでもよいという結論。大して影響があるものでもない。
名前でも呼ぶ場合に、同姓同名の方がいた場合、どういう形になるのか。
なぜ今まで議席番号で呼んでいたのか。
議長から指名された場合に、返事は議席番号です。これは県議会の議員必携はないが、市町村議会の議員必携では、呼ばれた場合は議席番号で返事すると書かれている。なぜそうなっているのか、一回調べてもらいたいという意見である。
同姓同名であった場合、どうなるのか。例えば、最初に21番西森雅和と指名しているのに、2問目以降は同じ西森雅和がいたとしても、その中で西森雅和という考え方でくれるのではないか。そのあたりの整理をして確認した上で、名前だったなら名前ということではないか。
あと、議長から指名されて返事をするとき、例えば議長選挙で議席番号と名前を呼ばれるときには議席番号で答えると、私は本を読んでいたのに特に違和感がなかった。ただ傍聴に来ている方からすると、議席番号で呼ぶのについて、そう思うかもしれない。
- 土森委員長 僕も長く県議会議員をしているので、慣らされて議席番号で呼ばれるのが当然だと思っていた。今回問題提起があって、それはおかしいのではないかと感じた。指名する側も、そういうことを心配しながら慣例でやって来た。やっぱり議席番号と氏名を言うのが普通ではないかと思いはじめた。恐らくずっと昔から慣例で行ってきたのではないかと思う。この辺で整理すると、議席番号と氏名を呼ぶことになる。今言ったように同姓同名が出てきた場合に議事録で整理ができず困ることになるので。

H28. 12. 2 議会運営委員会

- 西森副委員長 それと、会派で話している中で出てきたことは、執行部については、例えば最初の答弁は県知事尾崎正直君と答弁を求めるが、2問目からは県知事とか〇〇部長などで名前は呼んでいない。議員は名前を呼ぶが、執行部は呼ばないのか。そういう点はどうするか。
- 武石議長 その点については、理事者は代理の場合もあるので職名で呼ぶ。議員は代理がきかないので名前で呼ぶと整理していただきたい。
議席番号で呼んでいた点については、全て私の不徳のいたすところで。
- 桑名委員 議席番号で返事をするのは、これからも議席番号で返事を続けないとだめだよ。議長選挙のときなどで、議席番号で呼ばれて、はいと言っても誰が答えているのか分からないので。
- 西森副委員長 議席番号と名前で呼ばれて、答える場合には今後も議席番号で。
- 桑名委員 もう一つは、全部を議席番号と名前となると一問一答のテンポが気になる。時間が非常に短く、ぎりぎりになることもある。
先ほど西森副委員長が言われたように一問一答のときには、同姓同名がいても他の人が答えられないわけだから、そのところは整理できるのではないかと。
- 西森副委員長 議席番号と名前で、最初にくくられているから。
- 武石議長 フルネームで言うことについては時間がかかるわけではないので、フルネームで言うのでよいのではないかと。
- 土森委員長 公明党はいろいろあるが。
- 西森副委員長 どうなろうと、大勢に影響はないこと。名前で呼ぼうが、議席番号だけで呼ぼうが、議席番号と名前で呼ぼうが、どういう形でも構わない。
- 土森委員長 まとまった。
それでは、2問目以降の発言については、議長が質問者を氏名で呼ぶことによって許可することで御異議ないかと。
- (異議なし)
- 土森委員長 それでは、さよう決する。
あわせて、一括質問の再質問以降についても同様とすることで御了承願う。
- (了 承)
- 土森委員長 なお、議長に発言の許可を求める際は、挙手あるいは議長と呼ぶことによって発言の意思を明確にし、議長の許可を得た上で発言することを改めて各会派でも徹底していただきたい。

武石議長

この点について。
前に一度言ったが、議長席から見ると、次、質問するのだろうかというのは分かるが、手も挙がっていないし、声もない。答弁に対して考え方を整理しているのか、資料を整理しているのか分からず、そういうときに指名してはいかんなかというケースが時々ある。発言するという意思を明確に示していただければ、直ちに指名する。
ここは、テンポよくいくためにも、徹底していただきたい。

4. 議員派遣に係る報告書の提出

土森委員長

次に、議員派遣に係る報告書の提出についてである。
パラグアイ日本人移住80周年記念祭典及び高知県人会創立40周年記念式典等に派遣した議員から、派遣の報告書が議長に提出された。
その写しをお手元にお配りしているので、御了承願う。

(了 承)

土森委員長

なお、全議員に対しては、後ほど控室の方へ写しを配付し、あわせて図書室にも配置する。

5. その他

(1)平成 28 年度議会費 12 月補正予算

土森委員長

次に、その他である。
まず、8ページの資料5、平成28年度議会費12月補正予算についてである。
このことについて、事務局に説明をさせる。

(林総務課長、説明)

土森委員長

何か御質問はないか。

(な し)

(2)その他

土森委員長

最後に、その他で何かないか。

前田委員

開会日であるが、知事提案説明にあたり、議会傍聴に米国から視察団の方に来ていただくことになっている。ワイヤレスの同時通訳、通訳者は傍聴席で発言できないので、議場外から同時通訳を流していただくことになる。その点を御報告させていただく。

土森委員長

議長の許可をここで得ておいてはどうか。悪いことではなく、いいことだから。

武石議長

許可はいらないのでは。

土森委員長

傍聴であるので自由に。国際的な県議会になったね。

H28.12.2 議会運営委員会

- 武石議長 機器の持ち込みとか、そういうことがなければ。
- 土森委員長 その他、議場スポットライトの改修工事について、横田議事課長。
- 横田議事課長 前回の議運でも御報告したが、議場スポットライトのLED化工事が12月6日に工事完了検査を行う予定である。今定例会から新しいスポットライトを使用して運営することになる。ライトの取り付け位置、色などが変わっているのも、今までと少し議場の雰囲気が変わっていると感じられると思われるが、御了承願う。
- 土森委員長 事務局報告のとおりで御了承願う。
- (了 承)
- 土森委員長 ほかにないか。
- (な し)
- 土森委員長 それでは、協議事項は以上である。
次回の議運は、特別の事情がなければ質問最終日の12月15日木曜日、午前9時から開催することとする。
協議事項は、議案の付託等についてである。
以上で、本日の議会運営委員会を終わる。